より無遠慮御用相勤候。其後會所奉行被仰付、百五拾石御罷在候旨御側の衆申上候處、今日は好天氣と御意にて、夫有之御次へ御出被成、水原清左衞門はと御尋被遊候。是に御歸の後も御目通を憚り、御次の片隅に相扣罷在候。暫時

前能州太守利政公、 増にて都合七百五拾石に相成候。 給はず。其内三左衞門直之ひとり成人して、 因幡公輔鳥取城主之家に、 夫云、 せず。 造營の事ありて其奉行を勤む。功畢て後其費用の勘定を 存候。 勤候はど、 勤候處實正見屆置申候。是を勘定と存候。足輕・小者迄相 不及其儀と申て終不及。勘定家老中詰るに無辭而已。 事前條と相表裏すれども、 御子數多産育ありといへども、 石黑覺左衞門、 執政の大臣等、久太夫を召て勘定の事をとふ。久太 某等にか様の事被仰付候は、勘定あるまじき爲と 某の日より某の日まで造作の間可入程、無異儀相 勘定も可入候得共、某等承候て相勤候上は、 關原一戰の後は京師へ赴き嵯峨に 前田利政公へ御實子の證を請ふ 大塚久太夫と云物頭あり。或年 其道理は同じ儀故爰に記。 如何被思候や人となし 七歳に及ぶ時、 隱

を、乳が深くかくし養育し、強に人となれり。 太夫人芳春院様御鍾愛最深直とも生る、時、すでに夢給ふまじかりける 太夫人芳春院様御鍾愛最深 しては、微妙公へ可被仰様なきに依て、常に是を以御暵被成 る者也。 也。石黑覺左衞門と云者あり。 くものし給ふといへども、 5gga此もの利政公の御氣に應じ、 切なり。此子を携て利政へみせ、父子の慥成證據を聞て來 覺を賴み思召の旨を被仰聞也。覺左衞門思ふ様は、 れ。然ば微妙公へも御披露可被成候間、偏に覺左衞門が才 然れば空敷立歸ては御使の詮もなし。涯分相謀候て御子の 御子なる事無紛事とはいへども、定て其儀は被仰間敷也。 自殺して、利政公へも己が本意奉爲知と覺悟して、芳春院 證を可申受なれども、 様へ御請申上候。 度罷越候事は唯事にては無御座候。生前の御暇乞と存参侍 ん珍敷思召とて、御もてなし不大方。覺左衞門申候は、 州被成御座候。皇左衛門。乳母奉隱置候。 芳春院様、此覺左衞門へ仰聞らるゝは、汝利政に親 利政公訝り蕁給ふ。覺左衞門云、御子肥後様賀 扨御棲居へ参りければ、何故に來訪やら 若無左ば直に御國を立退候か、又は 利政公の御實子と申事共證なく 節義を嗜の士也。代々曼左衛門 折節は御隱棲の所へも侍 御父子様の御證し 利政公

て金澤へかけもどり、始終の様子を申上けり。其段微妙公 畏と御請申ながら、旅宿へ罷歸り其儘旅装し、三左衞門を携 **拜謝して罷歸る。御用有る間、明朝又可來と被仰候所、** ケ敷事を申ものかなと、御氣色少し損じけるを、押返して 被下候はゞ、それを以證とし芳春院様へも可申上と云。六 は、左候はゞ其證據に、何にても御秘藏の品を、御手自被進 **其長屋に出格子のありけるに、其内より仄に見給ひ、内へは** 多分は御許容有之間敷候。然ば唯今を以生前の御暇乞と覺 を慥に承り参れと、芳春院様の御賴にて、 申上るは、 と申聞、翌朝御供罷越候。利政公柴門の內幽の御栖居なり。 せよと被仰候。覺右衞事無限喜び、罷歸て後三左衞門へ角 悟仕候旨申ければ、利政公熟と被聞召居、 へ被仰上ければ、御知行壹萬石被進、前田肥後直之と稱し 近日御見参を被許、慥成證據被成下候樣にと奉願候。 其時被帶候貞宗の御腰物を被進候。覺左衞門不堪感泣 今の近江守直堅の祖父也。 我子に紛もなきと仰られ候。其時覺左衞門申ける 御言葉迄にてはしるしと難仕候と强て申上けれ 前田利政は利家次男也。 其兒明朝我にみ 此度御供仕罷越

の人也。 給よしにて、 城萬に一つも戰功有まじ。一人も武功の者の指揮なし。 角倉與一に嫁し、一跡不殘角倉へ讓る。台德公御代に其實貨 利家愛子故財寳多く與へられ、金銀に優福也。一女子あり、 らば本知にては 可出よし被申切。 儀ならば、本知能州一圓に賜る共罷出まじ。若唯可出とな ぞ我等是に同ぜんや。 理・渡部内藏助等が支配を受べき某にあらず。其上此度の籠 出候て、 東へ可被罷出候、十萬石可賜よし御內證有之處に、 の所に不被参。此旨權現樣御聞に達し、奇特のよし思召、關 加賀の家へ可返由被仰渡也。大阪陣の時、秀頼公より御頼 譲りの内、 にゆるして助命、故に嵯峨に蟄居。利長より壹萬石合力、且 に、關東の召に不参故に、太平の後沒收せらる。兄利長の功 家領分之內能登一國二十一萬石餘配分。 大阪の招に不参は闘東への忠節には非ず、 代金三十枚以下は與一に賜り、 結構なる事共なれ共一向不應。 此招に不参を御賞翫にて被罷出との 大阪よりは加賀・越前可 慶長五年の 動亂 以上の物は不残 利政も一器量 不被罷 大野修 何

、雨森芳洲子息を林家の弟子となす事